

備北ななつかデイサービス 第1号通所事業もしくは緩和した通所サービス事業運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社備北ななつか デイサービスが開設する介護予防通所介護に相当する第1号通所事業所もしくは緩和した通所サービス事業所（以下「事業所」という）が行う介護予防通所介護に相当する第1号通所事業の事業もしくは緩和した通所サービス事業（以下「事業」という）は、居宅において要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護予防通所介護に相当する第1号通所事業もしくは緩和した通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護予防通所介護に相当する第1号通所事業もしくは緩和した通所サービス事業従事者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当っては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 備北ななつかデイサービス
- (2) 所在地 広島県庄原市七塚町国武1613

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤する事業所の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤 1名)
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行なう
- (2) 生活指導員 8名 (常勤 1名 非常勤 7名)
- (3) 看護職員 12名 (非常勤 12名)
- (4) 介護職員 18名 (常勤 2名 非常勤 16名)
- (5) 機能訓練指導員 13名 (非常勤 13名)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1 単位目)

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から8月15日まで及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、サービス提供時間は午前9時30分から午後3時30分までとする。

(2 単位目)

- (3) 営業日 土曜日と日曜日とする。ただし、8月13日から8月15日まで及び12月30日から1月3日までを除く。
- (4) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、サービス提供時間は午前9時30分から午後3時30分までとする。

(指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業もしくは緩和した通所サービス事業の利用定員)

第6条 (1単位目)指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業もしくは緩和した通所サービス事業の利用定員は、25人とする。

(2単位目)指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業もしくは緩和した通所サービス事業の利用定員は、10人とする。

(指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業もしくは緩和した通所サービス事業の内容)

第7条 指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業もしくは緩和した通所サービス事業の内容、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導
- (6) 日常動作訓練
- (7) レクリエーション

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業もしくは緩和した通所サービス事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行なう場合は、通常事業の実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

3 別表1による。

4 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払に同意する旨の文章に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、庄原市(旧市内)庄原市(総領町、口和町)、三次市(旧市内)、三次市(三良坂町)の区域とする。

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) サービス利用上のルールとして、施設内で定められた事項については、生活指導員、看護職員、介護職員及びその他の職員の指示に従うこと。
- (2) 設備の利用については、生活指導員、看護職員、介護職員などの許可を得、使用する際にも上記職員の指示に従うこと。
- (3) 送迎は原則玄関から玄関(door to door)とする。自宅内の介助等が必要な場合は、別途相談のうえ、同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。なお、緊急の場合はこの限りではない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 介護予防通所介護に相当する第1号通所事業もしくは緩和した通所サービス事業従事者は介護予防通所介護に相当する第1号通所事業もしくは緩和した通所サービス事業実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告をしなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防計画等の防火計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 事業者は、利用者への虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。担当者は管理者とする。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、介護予防通所介護に相当する第1号通所事業もしくは緩和した通所サービス事業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- (3) その他の研修

2 従事者は、職務上知り得た秘密を保持すること。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、有限会社 備北ななつかデイサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成16年10月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。

この規定は、平成22年 2月 1日から施行する。

この規定は、平成22年 12月 1日から施行する。

この規定は、平成22年 12月 17日から施行する。

この規定は、平成23年 2月 1日から施行する。

この規定は、平成23年 10月 1日から施行する。

この規定は、平成24年 3月 1日から施行する。

この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成24年 5月 1日から施行する。

この規定は、平成25年 1月 4日から施行する。

この規定は、平成25年 11月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 8月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 12月 4日から施行する。

この規定は、平成26年 12月 12日から施行する。

この規定は、平成27年 5月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 5月 15日から施行する。

この規定は、平成２７年 ６月 １日から施行する。

この規定は、平成２７年 ９月 １日から施行する。

この規定は、平成２９年 １月 １日から施行する。

この規定は、平成２９年 ４月 １日から施行する。

この規定は、平成３０年 ４月 １日から施行する。

この規定は、平成３１年 ４月 １日から施行する。

この規定は、令和０１年 ７月 １日から施行する。

この規定は、令和０１年 10月 １日から施行する。

この規定は、令和０２年 １月 １日から施行する。

この規定は、令和０２年 ７月 １日から施行する。

この規定は、令和０５年 11月 １日から施行する。

この規定は、令和０６年 ４月 １日から施行する。

別表 1

布おむつ	1 枚 21 円
紙おむつ	1 枚 73 円
尿取りパット(普通)	1 枚 52 円
尿取りパット(大)	1 枚 73 円
紙パンツ(M～L)	1 枚 105 円
紙パンツ(LL)	1 枚 105 円
食材費	1 食 650 円
歯ブラシ・化粧品等（日常生活品）	実 費
クラブ活動の材料費（教養娯楽費）	実 費
おやつ代	1 日 220 円